

山口県住生活基本計画 概要

はじめに

(1) 計画策定の趣旨

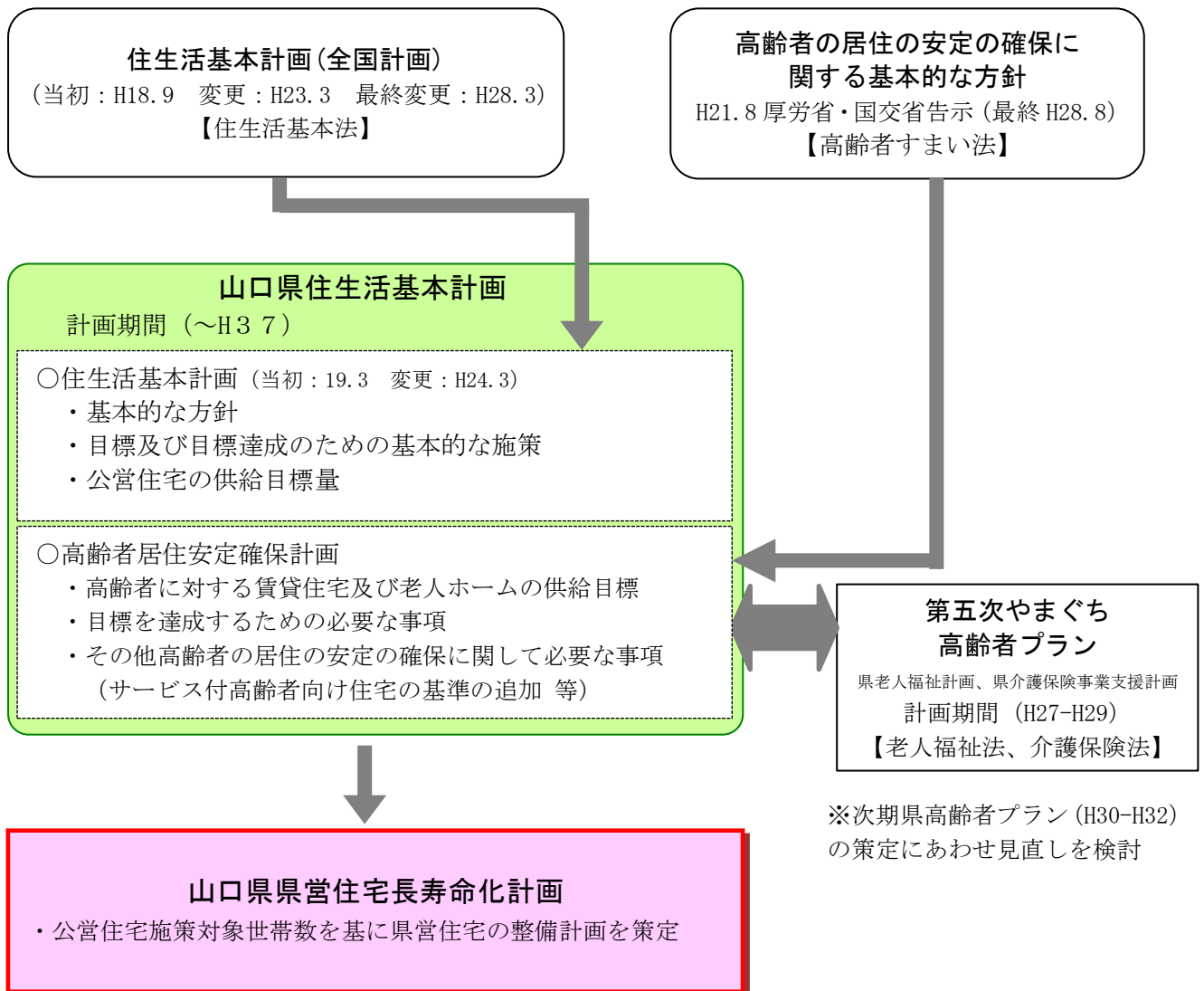
本計画は、県民の豊かな住生活の実現に向け、住生活基本法に掲げられた基本理念や「住生活基本計画（全国計画）」に位置付けられた諸施策を踏まえつつ、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方向性や取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定

(2) 計画の位置づけ

- 住生活基本法第17条に基づく都道府県計画
- 「第3 高齢者の居住の安定の確保」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条に基づく都道府県計画として策定

(3) 計画期間

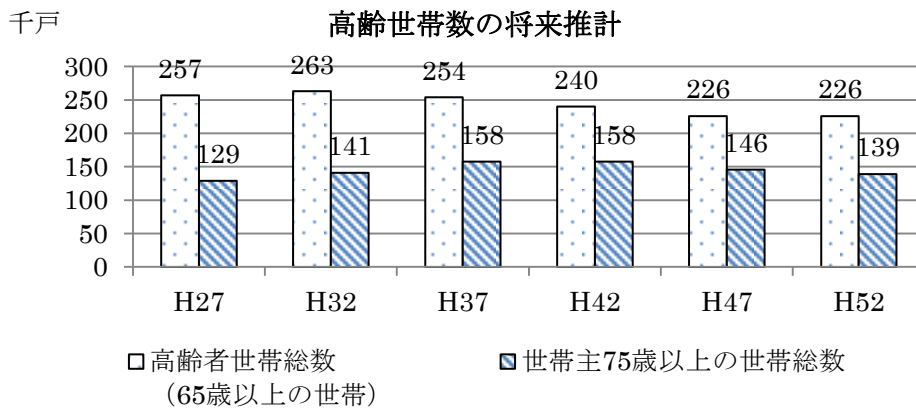
平成37年度までの概ね10年間



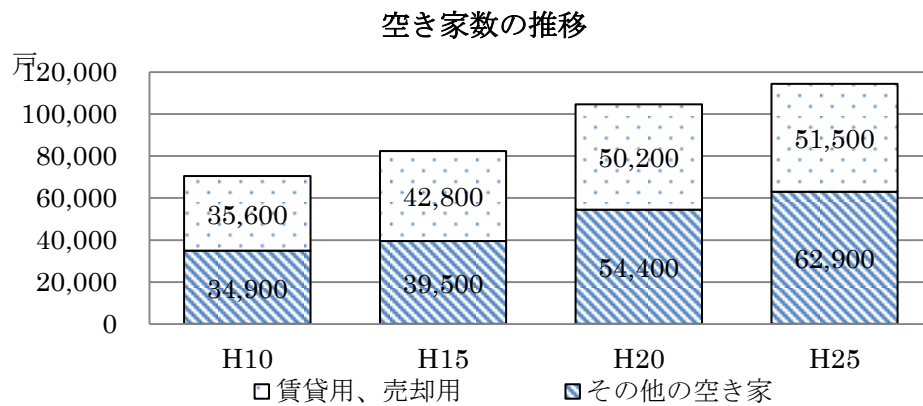
第1 住生活をめぐる現状と今後10年の課題、それらに対応するための施策の基本的な方針

1 住生活をめぐる現状と今後10年の課題

(1) 少子高齢化、人口減少の急速な進展、後期高齢者の増加



(2) 世帯数の減少による空き家の増加

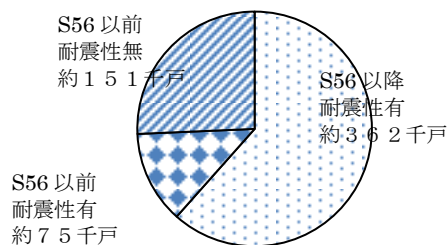


(3) 地域のコミュニティの希薄化による居住環境の質の低下

(4) 住宅政策上の諸問題（高齢化問題、空き家問題、コミュニティの希薄化）は、少子高齢化と人口減少が根本的な要因

(5) リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ

(6) 全国平均を上回る耐震性を有しない住宅ストック



総戸数	589千戸
耐震性有	438千戸
耐震性無	151千戸
耐震化率	74.3% (全国82.0%)

(7) マンションの老朽化・空き家の増加による、防災・治安・衛生面での課題顕在化のおそれ

2 施策の基本的な方針

○ 今後10年の課題に対応するための施策を総合的に実施

○ 3つの視点から、8つの目標を設定